

愛知県碧南市から被災した塩竈市民への特別支援

愛知県碧南市からは災害支援業務に職員を派遣しています。それを縁に塩竈市とはイベント交流や「災害時における相互応援に関する協定」を締結し、様々な交流が生まれています。また、碧南市は日本一の生産量を誇る「三州瓦」の産地。被害にあった塩竈市民の住宅再建と三州瓦の振興を目的に業界団体と連携して一戸あたり5万円の補助制度を創設されました。

三州瓦を使った住宅再建に5万円の助成

○支援の対象

- ・東日本大震災で半壊以上の罹災証明を有すること
- ・三州瓦を使い、平成27年4月1日以降に着工する建物
- ・葺き替えも対象になります。（罹災証明不要の場合もあります。）

○補助の内容

- ・一戸あたり5万円
- ・予算の範囲内で先着順となります

○申請手続き

- ・ホームページから申請書と屋根施工業者による「ガイドライン工法宣誓書」を着工前までに提出

○申請・問合せ先

愛知県陶器瓦工業組合（担当）稲垣・奥谷
 〒444-1323 愛知県高浜市田戸町1-1-1
 Tel0566-52-1200 Fax0566-52-1203 電子メール info@kawara.gr.jp
 ホームページアドレス <http://www.kawara.gr.jp>



三州瓦とは

三州は愛知県の西三河地方を指し、江戸時代から日本の瓦の三大産地になっています。現在の主要産地は同県の高浜市、碧南市、半田市です。

製造方法において他の瓦ととくに異なる点は、焼成の段階で、1130°Cの高温で13~16時間かけて焼きしめられていることです。

そのため、豪雨や台風の時でも水をはじき、雨漏りを防ぐとともに、寒冷地でよく起こる瓦のヒビ割れや、はく離などの凍害から守り、さらに、耐火性にも優れ火災時の類焼も防ぐという高い性能を備えたものが三州瓦です。

*申請から助成金交付までの流れは裏面をご参照ください

復興住宅支援申請者の皆様へ

復興住宅支援申請から請求までの手続き

■予算に限りがあるため、申し込み順に受付いたしますが、予算額の上限に達した時点で交付終了となりますので、予めご了承ください。また、原則本年度中に屋根工事の終了する物件をお願いします。

提出書類（復興住宅の着工が決まりましたら、着工前に申請してください。）

復興住宅支援申請書〈様式1〉

※必ず当該市町の発行する罹災証明書(半壊以上)を添付すること。

※福島原発事故の避難指示区域の方は当該市町の発行する原発の被災証明でも可とします。

ガイドライン工法宣誓書〈様式2〉

※屋根施工業者に依頼し、必ず提出してください。

(屋根施工業者向けの案内がありますので、本支援制度の説明用に業者にお渡しください。)

↓
復興住宅支援申請書〈様式1〉・ガイドライン工法宣誓書〈様式2〉

及び添付書類一式を愛知県陶器瓦工業組合に郵送してください。

申請書等一式が提出されましたら当方で提出書類のチェックを行い、不備等なければ

復興住宅 支援申請受け付け通知書 を郵送いたします。

※再発行しませんので、大切に保管ください。

↓
その後、屋根工事が完了したら、次の書類を提出ください。

ガイドライン工法に基づき施工した報告書及び施工写真〈様式3〉

※ガイドライン工法で施工した証として、屋根施工業者によるガイドライン工法に基づき施工した報告書及び各部位別の写真を提出ください。

↓
ガイドライン工法に基づき施工した報告書及び施工写真〈様式3〉一式を愛知県陶器瓦工業組合に郵送ください。

報告書等一式が提出されましたら当方組合役員会にて審査し、交付が決定しましたら

復興住宅支援金交付決定書

復興住宅支援金請求書 を郵送いたします。

↓

お送りした、復興住宅支援金請求書 に振込先等を明記し、愛知県陶器瓦工業組合まで返送ください。

↓

指定された口座に支援金を振り込みます。

※提出書類〈様式1〉〈様式2〉〈様式3〉及び説明資料は下記組合HPからダウンロードできます。

資料郵送先・問い合わせ先

〒444-1323 愛知県高浜市田戸町一丁目1番地1 TEL0566-52-1200 FAX0566-52-1203

愛知県陶器瓦工業組合 担当：稻垣、奥谷

HPアドレス：<http://www.kawawa.jp>